

# 京都市指定下水道工事業者規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、京都市公共下水道事業条例（以下「公共下水道条例」という。）第7条の規定に基づき、指定下水道工事業者に関して必要な事項を定めることにより、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

**第1条の2** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 公共下水道条例第5条第1項及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「特環下水道条例」という。）第7条第1項に規定する排水設備工事をいう。
- (2) 指定下水道工事業者 公共下水道条例第5条第2項及び特環下水道条例第7条第2項に規定する指定下水道工事業者をいう。
- (3) 責任技術者 京都府下水道協会長（以下「協会長」という。）が、排水設備工事の設計、施行等に関し知識及び技能を有する者として認め、下水道排水設備工事責任技術者として登録した者をいう。

## 第2章 指定下水道工事業者

### 第1節 指定下水道工事業者の指定等

(指定の申請)

**第2条** 排水設備工事の設計及び施行の事業を行おうとする者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、指定下水道工事業者としての指定をするよう申請するものとする。

2 前項の申請は、管理者が指定する期日までに京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び写真を添えて、管理者に提出することにより行うものとする。

- (1) 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限り）、定款の写し及び代表者の経歴書
- (3) 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- (4) 前項の申請をした者（以下「申請者」という。）及び申請者に雇用される者（申請者が法人の場合はその役員を含む。以下「従業員」という。）のうち、責任技術者であるものの名簿（様式第3号）
- (5) 前号において責任技術者である従業員がある場合は、申請者とその者との雇用関係を証する書類
- (6) 申請者及び従業員のうち、責任技術者であるものに対し、協会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し
- (7) 排水設備工事器材調書（様式第4号）及び写真
- (8) 誓約書（様式第5号）

(9) その他管理者が必要と認めるもの  
(指定の基準)

**第3条** 管理者は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定下水道工事業者として指定するものとする。ただし、経営内容その他について、指定下水道工事業者として不適当であると管理者が認めたときは、この限りではない。

- (1) 申請者及び従業員において、責任技術者を選任していること。
- (2) 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していること。
- (3) 京都府域内に営業所を設け、現に営業している者であること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
  - イ 申請者が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
  - ウ 申請者が、責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者であること。
  - エ 申請者が、第7条の規定に基づき、指定下水道工事業者の指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
  - オ 過去3年間に下水道に関する法令、条例、規則又は規程（以下「関係法令等」という。）に違反したことがあること。
  - カ 申請者が、その業務に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれ又は指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させるおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由を有していること。
  - キ 法人の申請者であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいること。
- (5) その他別に定める基準に該当していること。

2 前項第4号エに該当する場合で、申請者が法人であるときは、その代表者は、同規定に掲げる期間内において、個人又は他の法人の代表者として指定下水道工事業者の指定を受けることができない。  
(標準処理期間)

**第3条の2** 管理者は、第2条第1項の規定による申請があったときは、管理者が別に定める日から2月以内に、申請者が前条第1項各号に適合しているか否か決定するものとする。  
(指定下水道工事業者証)

**第4条** 管理者は、第3条第1項の規定により申請者を指定下水道工事業者に指定したときは、当該申請者に対し、京都市指定下水道工事業者証（様式第6号。以下「指定下水道工事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者証をその営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに指定下水道工事業者証再交付申請書（様式第7号）を管理者に提出して指定下水道工事業者証の再交付を受けなければならない。
- 4 指定下水道工事業者は、第7条第2項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに指定下水道工事業者証を管理者に返納しなければならない。同項の規定により指定の効力を一時停止されたとき

も、その期間中について、同様とする。

(指定の有効期間)

**第5条** 指定の有効期間は、指定下水道工事業者としての指定を受けた日から起算して4年が経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、これを短縮することがある。

(指定の時期)

**第6条** 指定下水道工事業者の指定は、管理者が必要と認めるときに行う。ただし、現に指定を受けている指定下水道工事業者からその営業の全部を承継したと管理者が認めた者の指定は、随時行う。

(指定の取消し等)

**第7条** 管理者は、指定下水道工事業者から第9条第1項の届出（休止の場合を除く。）を受けたときは、指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定下水道工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で指定の効力を停止することができる。

(1) 関係法令等に違反したとき。

(2) その業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき、指定下水道工事業者としての信用を著しく失墜させる行為があるときその他管理者が指定下水道工事業者として不相当と認めたとき。

(3) その他不都合な行為があったとき。

3 前2項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により生ずる損害については、管理者は、その責めを負わない。

(指定の効力停止の効果)

**第8条** 指定下水道工事業者は、前条第2項の規定により指定の効力を停止する処分を受けたときは、その期間中、排水設備工事を行うことができない。

(指定の辞退等)

**第9条** 指定下水道工事業者は、第3条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき、又は指定下水道工事業者としての営業を廃止若しくは休止したときは、当該事由の生じた日から30日以内に管理者に指定下水道工事業者指定辞退等届（様式第8号）を提出するとともに指定下水道工事業者証を返納（休止の場合にあっては当該休止期間中における一時返納）しなければならない。

2 指定下水道工事業者は、指定下水道工事業者としての営業を再開しようとするときは、再開しようとする日の10日前までに管理者に指定下水道工事業者指定辞退等届（様式第8号）を提出しなければならない。

3 指定下水道工事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由の生じた日から30日以内に指定下水道工事業者指定事項変更届（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 営業所を移転したとき。

(4) 本店を移転したとき。

(5) 選任している責任技術者に異動があったとき。

(6) 電話番号又はファックス番号を変更したとき。

(有効期間の更新の指定)

**第10条** 指定の有効期間満了後引き続き指定を受けようとする者は、有効期間の更新の指定を受けなければならない。

2 前項の規定による有効期間の更新の指定を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書（様式第1号）に第2条第2項各号に掲げる書類及び写真を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 前項の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 第3条から前条までの規定は、第1項の規定による有効期間の更新の指定について準用する。この場合において、第3条の2中「第2条第1項」とあるのは「第10条第2項」と、第4条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、第5条中「指定下水道工事業者としての指定を受けた日」とあるのは「有効期間の更新の指定を受けた日」と読み替える。

(指定下水道工事業者の責務及び遵守事項)

**第11条** 指定下水道工事業者は、関係法令等のほか管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を行わなければならない。

2 指定下水道工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は適正に施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 不当に高額工事費を要求し、又は受けてはならない。

(4) 工事の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 指定下水道工事業者としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。

(6) 工事は、公共下水道条例第5条第1項又は特環下水道条例第7条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(7) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するように努めなければならない。

## 第2節 指定下水道工事業者の団体

(指定下水道工事業者の団体)

**第12条** 指定下水道工事業者が団体（以下「工事業者団体」という。）を結成し、この団体をその団体員である指定下水道工事業者の業務に関する上下水道局（以下「局」という。）との連絡機関としようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(団体の承認申請)

**第13条** 前条による承認を受けようとする工事業者団体は、京都市指定下水道工事業者団体承認申請書（様式第10号）に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者及び役員の名

- (3) 事務所所在地
- (4) 団体員である指定下水道工事業者の氏名又は名称
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規約又は定款を添えなければならない。

(変更等の届出)

**第14条** 第12条による承認を受けた工事業者団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は団体を解散したときは、変更又は解散のあった日から30日以内に指定下水道工事業者団体変更・解散届(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項の申請書に記載した事項
- (2) 前条第2項各号に掲げる書類に係る事項

(承認の取消し)

**第15条** 管理者は、第12条による承認を受けた工事業者団体の役員又はその団体員である指定下水道工事業者に関係法令等に違反する行為があった場合、又は特に必要があると認めた場合は、その承認を取り消すことができる。

### 第3章 責任技術者

(責任技術者の責務)

**第16条** 責任技術者は、関係法令等のほか管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行(当該工事に係る監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、排水設備工事に係る業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯しなければならない。

(登録の取消し等に関する請求)

**第17条** 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で登録の効力を停止することを、協会長に求めることができる。

- (1) 関係法令等に違反したとき。
- (2) その業務に関し不正又は不誠実な行為があるとき、責任技術者としての信用を著しく失墜させる行為があるときその他管理者が責任技術者としてふさわしくないと認めたとき。

**第18条から第24条まで** 削除

### 第4章 工事

(工事の設計及び施行に関する技術上の管理)

**第25条** 指定下水道工事業者は、責任技術者をもって工事の設計及び施行をしなければならない。

(工事の監督)

**第26条** 指定下水道工事業者が排水設備工事を施行するときは、これを監督させるため、責任技術者1名を工事現場に常駐させなければならない。

**第27条** 削除

(検査)

**第28条** 指定下水道工事業者は、排水設備工事がしゅん工したときは、10日以内にしゅん工届(様式第12号)を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、管理者が責任技術者の立会いを要請したときは、これに従わなければならない。

2 指定下水道工事業者は、前項の検査に不合格となった場合には、管理者が指定する期日までに改修しなければならない。

(検査の費用)

**第29条** 公共下水道条例第5条第3項（公共下水道条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び特環下水道条例第7条第3項に規定する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 指定下水道工事業者は、管理者が別に定める期日までに前項の費用を納入しなければならない。

(無償修繕)

**第30条** 工事しゅん工後1年以内に故障を生じたときは、当該工事を行った指定下水道工事業者は、無償でこれを修繕しなければならない。ただし、その故障が公共下水道条例第9条の排水設備設置義務者若しくは使用者の故意若しくは過失、第三者の加害又は天災地変によるものであるときは、この限りではない。

## 第5章 公示

(公示)

**第31条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

- (1) 指定下水道工事業者を新たに指定したとき。
- (2) 指定下水道工事業者の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定下水道工事業者から第9条第1項又は第2項若しくは第3項第1号から第3号までの規定による届出があったとき。

## 第6章 雑則

(監査)

**第32条** 管理者は、必要に応じ、次に掲げる事項について指定下水道工事業者及び工事業者団体の業務監査を行うものとする。

- (1) 営業所の状況
- (2) 排水設備工事の施行状況
- (3) 従業員の雇用関係
- (4) 事務処理状況
- (5) その他管理者が必要と認める事項

(事務連絡会)

**第32条の2** 管理者は、指定下水道工事業者による排水設備工事の適切な施行を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定下水道工事業者（指定下水道工事業者が法人であるときは、指定下水道工事業者の代表者又は当該指定下水道工事業者により選任された責任技術者）は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(その他)

**第33条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 京北町の区域の編入の際現に旧京北町下水道排水設備指定工事業者規則(以下「旧町規則」という。)第3条の規定により指定されている者は、第2条第1項規定により京都市指定下水道工事業者として指定されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前の旧町規則第7条の規定による指定の有効期間は、第5条の規定による指定の有効期間とみなす。
- 4 施行日前に旧町規則の規定により旧町に対してなされている申請、届出その他の行為は、この規程の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 施行日前に旧町規則の規定により旧町がした取消しその他の処分は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 施行日前にした旧町規則に違反する行為に対する処分の適用については、施行日以後も旧町規則の例による。

**附 則**(平成11年11月25日 上下水道事業管理規程第10号)

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

**附 則**(平成11年11月30日 上下水道事業管理規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**(平成12年3月16日 上下水道事業管理規程第20号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年10月26日 上下水道事業管理規程第10号)

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

**附 則**(平成16年4月1日 上下水道企業管理規程第21号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成17年3月1日 上下水道企業管理規程第34号)

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

**附 則**(平成17年4月1日 上下水道企業管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成23年3月31日 上下水道局管理規程第25号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**(平成23年10月3日 上下水道局管理規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成24年7月9日 上下水道局管理規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 29 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 20 号） 抄

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の京都市指定下水道工事業者規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（令和元年 1 月 15 日上下水道局管理規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 20 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（令和 6 年 3 月 29 日上下水道局管理規程第 9 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

**附 則**（令和 8 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 15 号）

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第29条関係）

検査に要する費用（1申請につき）

工事の区分	検査料	摘要
接続ます設置工事 （管理者が設置するものを除く。）	160円	ます1個につき徴収
水洗便所工事を含む排水設備工事	1,600円	
浄化槽接続替工事その他上記以外の排水設備工事	800円	
新築家屋の水洗便所を含む排水設備工事	500円	

様式第1号（第2条及び第10条関係）

年 月 日

京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（ふりがな） 申 請 者 の 名 称	
（ふりがな） 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒           —  電話           (           )
（ふりがな） 代 表 者 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
（ふりがな） 指 定 営 業 所 名	
（ふりがな） 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒           —  電話           (           ) F A X         (           )

〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）、定款の写し及び代表者の経歴書
- 3 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 4 責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 5 排水設備工事器材調書（様式第4号）及び写真
- 6 誓約書（様式第5号）
- 7 その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

指定営業所の平面図・付近見取図			
平面図			
付近見取図	最寄りの駅	線	駅下車・バス・徒歩 分

- （注）
- 1 指定営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚提出すること。
  - 2 平面図は、机の配置状況等を記入すること。
  - 3 付近見取図は、最寄りの駅等から目標を入れて分かりやすく記入すること。
  - 4 個人の場合は、営業拠点の箇所について記入すること。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

責任技術者名簿

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒 ー

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 （ ）

代 表 者 氏 名

(ふりがな) 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
- 2 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
  - (1) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
  - (2) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
  - (3) 在職証明書（任意様式）

（注）選任解除の場合は、責任技術者証は原本を提示すること。この場合、1及び2の添付書類は不要。



様式第5号（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請業者所在地

申請業者氏名又は名称

代表者氏名

指定営業所所在地

指定営業所名

京都市指定下水道工事業者として指定を受けるに当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 下水道に関する法令、京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例並びにその他の関係規定を遵守し、京都市指定下水道工事業者としての義務を誠実に果たすとともに、京都市公営企業管理者上下水道局長の指示、指導に従います。
- 2 京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項第4号アからキまでに該当する者ではありません。
- 3 この誓約に違反したときは、指定の取消しその他どのような処分を受けましても異議を申し立てません。

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

京都市指定下水道工事業者証

京都市公営企業管理者上下水道局長

下記の者を、京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者として、指定する。

記

申請業者氏名又は名称

申請業者所在地

代表者氏名

指定営業所名

指定営業所所在地

指 定 番 号 第 号

指 定 I D 第 号

指 定 有 効 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

指定下水道工事業者証再交付申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
〔理由及び経過説明〕 ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....	

〔添付書類〕

指定下水道工事業者証（き損した場合）

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

指定下水道工事業者指定辞退等届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

届出事項	辞 退 ・ 休 止 ・ 再 開
指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ( )
[理 由]  .....  .....  .....  .....  .....	

〔添付書類〕

- 1 指定下水道工事業者証（辞退又は休止の場合）
- 2 責任技術者の責任技術者証の写し

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

指定下水道工事業者指定事項変更届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項の規定に基づき、次のとおり変更の届出を  
 します。

指 定 番 号	第 号		
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称			
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒	電話 ( )	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒	電話 ( )	FAX ( )
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第10号（第13条関係）

京都市指定下水道工事業者団体承認申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

申請者 団 体 名  
住 所  
代表者氏名

京都市指定下水道工事業者規程第12条の規定による指定下水道工事業者団体の承認を受けたいので、同規程第13条の規定に基づき、次のとおり申請します。

役 員 の 氏 名	役 員 の 氏 名
団体員である指定工事業者の名称及び代表者名 (団体員数 ) 別紙のとおり	



様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

指定下水道工事業者団体 変更 届  
解散

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

京都市指定下水道工事業者規程第 1 4 条の規定に基づき、次のとおり 変更  
解散 を届け出ます。

団 体 名		
住 所		
代 表 者 の 氏 名		
変 更 ・ 解 散 の 年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後

様式第12号（第28条関係）

しゅん工届

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

工事業者名

代表者氏名

下記のとおり工事をしゅん工しましたので、届け出ます。

記

工 事 場 所	
工 事 申 請 者	
工 事 種 別	
しゅん工年月日	年 月 日